

新・府有建築物耐震化実施方針

平成 28 年 8 月策定

平成 29 年 4 月改訂

令和 3 年 3 月改定

1. 新・府有建築物耐震化実施方針の位置づけと目的

大阪府は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく耐震改修促進計画である「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」を平成 18 年 12 月に策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、府有建築物について、耐震化への取組みの基本的な考え方を示した。

この基本的な考えを踏まえ、府有建築物耐震化実施方針において、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示し、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の計画期間において、府有建築物の耐震化を進めてきた。

平成 28 年 1 月に新たな計画となる「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」（大阪府耐震改修促進計画）（以下「耐震 10 ヶ年戦略・大阪」という。）を策定し、府有建築物については、引き続き、府民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進めるとともに、庁舎等の耐震化にも経済活動等を守る観点から積極的に取り組んでいくことを位置づけるなどから、本方針は、今後の府有建築物の耐震化対策の方向性についてとりまとめたものである。

2. 耐震化対策のこれまでの取組み

大阪府では、阪神・淡路大震災の後、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び準特定建築物について、順次、耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物（構造耐震指標 I_s 値が 0.6 未満の建築物）を対象とし、建物用途により、表 1 のとおり分類し、平成 27 年度末までに府有建築物全体の耐震化率を 90%以上、ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校等については 100%を目標に耐震化を進めてきた。

また、平成 28 年 8 月に策定した本方針において、府有建築物については令和 2 年度までの耐震化率 95%以上、災害時に重要な機能を果たす建築物は平成 30 年度までに 100%を目標として進めてきた。

これらの目標達成に向けて取り組んできた結果、府有建築物全体のうち、災害時に重要な機能を果たす建築物及び府立学校については、耐震化が全て完了している。

なお、令和 2 年度末（予定）の耐震化の状況については、次の表 1 に示すとおりであり、府有建築物全体とは、特定建築物及び準特定建築物全体である。

表1 建物用途の分類と令和2年度末（予定）の耐震化率の状況

建物用途の分類	耐震化率 %	(耐震性有/全体) 棟数
災害時に重要な機能を果たす建築物 ・災害対策の指揮命令等の中枢機能施設（庁舎、警察） ・人命救助の主要な拠点施設（病院、保健所） ・市町村が指定した避難所（府立学校等） ・その他（土木施設、水道施設）	100	366/366
府立学校（ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物の避難所指定されている体育館及び校舎を除く。） ・府立高校、府立支援学校	100	1,220/1,220
府営住宅 ・住棟	93.4 (95.4)	2,826/3,025 (111,833戸/117,258戸)
その他一般建築物 ・府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機宿舎等	96.0	167/174
府有建築物全体	95.7	4,579/4,785

3. 耐震化対策の対象とする府有建築物

表1の建物用途毎の分類に示される、旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び準特定建築物のうち、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物。

4. 耐震化の目標

- (1) 計画期間 平成28年度から令和7年度までの10年間
- (2) 耐震化率 令和7年度までに府有建築物 おおむね解消

府有建築物であることから、「耐震10ヵ年戦略・大阪」における大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物（耐震診断義務付け対象建築物）と同じ目標を設定し、耐震化の促進に取り組む。

また、府有建築物のほとんどは、多数の者が利用する建築物となることから、引き続き「府有建築物耐震化事業計画」（以下「事業計画」とする。）により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

5. 新たな耐震化の推進方針

建築物用途別の耐震化の進め方

- (1) 災害時に重要な機能を果たす建築物
耐震化完了。
- (2) 府立学校
耐震化完了。
- (3) 府営住宅

一 耐震化が必要な住宅がまだ残されており、入居者の安全・安心を確保するため、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。

二 各住宅の詳細は、「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に定める「団地別事業実施計画（案）」による。

(4) その他の一般建築物

一 用途廃止することが予定されている建築物及び事業方針が定まっていない建築物については、関係機関等と協議調整を進め、早期事業化に向け取り組む。

二 各建築物の詳細は、事業計画による。

6. 新たな耐震化の取組み

過去に発生した地震による建築被害を踏まえ、建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律をはじめ、様々な基準・計画等の検証、見直しが行われてきた。府有建築物においても、利用者である府民の安全・安心を最優先に確保するため、建築物ごとの緊急度及び優先度を考慮しながら将来の活用方針を早急に検討し、中長期を見通したうえで投資すべき事業の重点化を図り、以下に示す耐震化対策の取組みを推進する。

(1) 業務継続上必要な建築物等の耐震化

一 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年版国土交通省）及び「府有建築物総合耐震設計要領」（平成 9 年 3 月大阪府建築部営繕室）等に準拠し、機能確保のための強化を推進する。

二 旧耐震基準により建設された建築物で、これまで耐震化対策の対象でなかった建築物についても、府民生活を支えるための業務継続等の観点から耐震化を推進する。

(2) 2次構造部材等の耐震化

一 特定天井を有する既存建築物について、災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、観覧場、集会場等の用に供する建築物など施設の優先度を考慮して天井等の耐震対策を行う。

定期点検等で指摘がある場合、日常の維持管理上著しい劣化等が見受けられた場合は、直ちに落下防止対策（当該天井下の使用中止、落下防止ネットの設置等）を行う。

なお、府立学校についての屋内運動場等の大規模な空間の天井及び照明器具の耐震点検及び対策は全て完了している。

二 エレベーターの耐震対策及び閉じ込め防止対策を行う。

三 エスカレーターの脱落防止対策を行う。

四 ガラス、外装材、屋外広告物、ブロック塀等について脱落防止対策や転倒防止対策を行う。

なお、大阪北部を震源とする地震後に実施した緊急点検の結果、危険と判断したブロック塀については、令和3年度までに転倒防止対策等の完了をめざす。

五 その他、基準が定められたものについては、適宜対応を進めていく。

(3) 長周期地震動対策

既存の超高層建築物等について、長周期地震動の検証結果を踏まえ、必要な対策を行う。

7. その他

本方針に基づく耐震化事業の進捗状況については、毎年度末に集約し、翌年度当初に公表する。

なお、本方針は、社会経済情勢の変化、事業実績及び耐震化にかかる法改正等を踏まえ、必要に応じ方針の見直しを行う。

用語の解説

○旧耐震基準

昭和56年5月31日以前の耐震基準のこと。

○現行の耐震基準

建築基準法（昭和25年法律第201号）昭和56年6月1日施行の耐震基準のこと。中規模の地震（震度5強程度）に対しては、構造体を無被害にとどめ、極めて稀に遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

○構造耐震指標（I_s）

構造体の耐震性能を表す指標。

○特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定される多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）をいう。

○準特定建築物

特定建築物に準じた建築物として下表に示す条件を満たす建築物

建築物の区分	規模要件
災害時に重要な機能を果たすべき建築物	規模に関係なく全ての建築物
府立学校	非木造で階数が2以上又は延べ面積が200㎡以上の建築物

府営住宅	規模に関係なく全ての住棟
その他の一般建築物	不特定多数の利用がある、原則として非木造で階数が2以上かつ延べ面積が200㎡以上の建築物

ただし、特定建築物を除く。

○特定天井

建築基準法施行令第39条第3項に規定される「脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井」をいい、次の各号のいずれにも該当するもの。

1	居室、廊下、その他の人が日常立ち入る場所に設けられている。
2	高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるもの
3	天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の1㎡当たりの質量をいう。）が2kgを超えるもの。

学校施設については、文部科学省の基準により、上記に該当するものに加え以下のいずれかに該当する天井についても準じて扱うこととする。

1	高さが6mを超える天井
2	水平投影面積が200㎡を超える天井

○屋内運動場等

府立学校の屋内運動場、武道場、講堂及び屋内プールをいう。

○長周期地震動

地震による揺れが1往復するのにかかる時間（周期）の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）のこと。

建築物には固有の揺れやすい周期（固有周期）があり、地震波の周期と建築物の固有周期が一致すると共振し、建築物が大きく揺れる。超高層建築物（高さ60m以上）の固有周期は、低い建築物の周期に比べると長いため、長周期の波と「共振」しやすいといわれている。

府有建築物耐震化事業計画 令和3年3月

凡 例

【構造・階数】

RC : 鉄筋コンクリート造 ○F : 地上階数 ○B : 地下階数

【耐震性能】

A : 現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの

B : 現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの (Is 値 0.3 以上 0.6 未満)

C : 現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの (Is 値 0.3 未満)

その他の一般建築物

所管部局	施設名	棟名	構造・階数	建設年度	耐震性能	耐震化の手法	事業方針等
総務部	大阪府公館	大阪府公館	RC・組石造 2F	T12 年度	C	未定	土地利用のあり方を踏まえ検討
	旧職員会館	職員会館	RC 4F 1B	S33 年度	未診断	未定	
	大阪府議会会館	会館	RC 2F	S37 年度	B	未定	
大阪港湾局	堺 3 区 港湾施設	府営堺第 10 号上屋管理事務所	RC 3F	S49 年度	B	用途廃止	完了時期未定
		府営堺第 5 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	
		府営堺第 6 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	
		府営堺第 7 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	

※今後、土地利用のあり方の検討、府有財産の有効活用の検討、社会情勢の変化等を踏まえ見直すことがあり

○ 団地別事業実施計画（案）

- 個別事業の実施方針を踏まえ、計画期間（平成 28 年度～令和 7 年度）内に着手を予定している耐震改修、建替え、集約、中層エレベーター設置事業の候補団地及び着手時期を別表に示します。
- 今後、本実施計画（案）をもとに、地元市町と地域のまちづくりの観点から十分協議を行い、事業手法を確定していきます。また、今後の社会情勢等によっても見直すことがあり、毎年度の予算の定めるところにより事業を実施していきます。

別表

【凡例】

- : 各事業の対象となる団地
- ⊙ : 各事業の継続団地

[注]・着手時期とは、中層エレベーター設置事業については基本設計の時期、集約事業については地元説明の時期であり、工事等はその後、状況に応じて実施します。

・管理戸数は、平成 28 年 3 月 31 日時点に現存している住戸の数であり、各事業の対象戸数や事業完了後の管理戸数ではありません。

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28～R2)				後期(R3～R7)				
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター	
大阪市 ※1	此花区 千鳥橋	222	中層・高層	S40～H22		⊙							
	平野区	高野大橋	344	中層	S37～S38		⊙						
		瓜破国塚	0	中層	S38		⊙						
		瓜破	550	中層	S35～S36		⊙						
豊中市	庄内西	60	中層	S50～S55				○					
	庄内北	100	中層	S51				○					
	新千里北	1,312	中層	S40～S41	⊙	⊙		○					
	新千里東	340	中層	S40		⊙							
	新千里南	1,025	中層	S42～S43		⊙							
	桜塚	550	中層	S44～S47				○					
	庄内	130	中層	S46～S47				⊙					
	西緑丘	140	中層	S48				○					
	豊中豊南	98	中層	S55～S57				○					
	豊中島江	393	中層・高層	S56～S60				○					
	豊中春日	352	中層	S56～S62				○					
	豊中上津島	130	中層	S57～S60				○					

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28~R2)				後期(R3~R7)			
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター
池田市	池田神田	60	中層	S44				◎				
	池田伏尾台	199	中層	S56								○
箕面市	箕面桜	54	中層	S62								○
吹田市	吹田山田西	384	中層・高層	S54~S55								○
	吹田山田西第2	160	中層	S59				○				
	吹田岸部	124	中層	S61								○
	千里佐竹台	581	中層	S36~H4		◎						○
	千里高野台	1,829	中層・高層	S37~H5		◎						
	千里藤白台	613	中層	S38~S39		◎						
	千里古江台(4丁目)	1,272	中層	S38		◎						
	千里古江台(5丁目)		中層・高層	S39~H15	◎			◎				
	千里青山台	485	中層	S39	◎			◎				
	千里桃山台	1,040	中層	S41~S42		◎		◎				
茨木市	茨木郡山	805	中層	S45				◎				
	茨木安威	770	中層	S47~S48				○				
	茨木玉水	144	中層	S60~H2								○
	茨木東奈良	394	中層	S61~H10								○
	茨木玉櫛	535	中層・高層	H3~H18				○				
摂津市	摂津味生	60	中層	S50				○				
	摂津正雀	288	中層・高層	S62~H1								○
高槻市	高槻芝生	1,284	中層・高層	S63~H19				○				
	高槻下田部	1,406	中層	S43~S44				○				
	高槻柱本	1,160	中層	S46				○				
	高槻氷室	80	中層	S48				○				
	高槻赤大路	58	中層	S54~S57								○
	高槻五領	180	中層	S58~S62								○
	高槻沢良木	312	中層	S61~H2								○
	高槻城東	309	中層	H1~H3				○				
	高槻天川	664	中層・高層	H4~H10				○				
	高槻津之江	204	中層	H5~H7				○				
島本町	島本江川	564	中層	S59~H2				○				

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28~R2)				後期(R3~R7)				
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター	
東大阪市※2	鴻池第2	330	中層	S38~S39		◎							
	東鴻池	174	低層・中層	S48				○					
	東大阪加納	390	中層	S57~S58				○					
	東大阪稲田	446	中層	S61~H5				○					
	東大阪鴻池	389	中層・高層	S61~H5				○					
枚方市	牧野北	1,160	中層	S43		◎		○					
	村野	1,100	中層	S43				○					
	枚方田ノ口	950	中層	S43~S49				○			○		
	枚方招提	830	中層	S46~S56				○					
	枚方高田	160	中層	S48~S55				○					
	枚方招提第2	176	中層・高層	S50				○					
	枚方津田第2	244	中層	S49				○					
	枚方藤阪中	134	中層	S63~H2									○
寝屋川市	寝屋川三井	510	中層	S45				◎					
	寝屋川秦	785	中層	S45				◎					
	寝屋川打上	484	低層・中層・高層	S48				○					
	寝屋川点野	518	中層	S48~S49				○					
	寝屋川仁和寺	358	中層	S48~S50				○					
	寝屋川寝屋	200	中層	S52~S53									○
	寝屋川河北	302	中層・高層	S52				◎					
	寝屋川香里	66	中層	S58~S60									○
	寝屋川成田東	96	中層	S58~S61									○
	寝屋川高柳	194	中層・高層	H1~H5				○					
	寝屋川御幸西	465	中層・高層	H4~H14				○					
交野市	交野梅ヶ枝	805	中層	S42				○					
	交野松塚	210	中層	S43~S44				○					
	交野藤ヶ尾	530	中層	S46				○					
守口市	守口淀江	220	中層	S54~S57				○					
	守口金田南	182	中層	S55~S60				○					
	守口藤田	170	中層	S58~S60				○					

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28~R2)				後期(R3~R7)				
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター	
門真市	門真	2,071	中層	S41~S42		◎							
	門真下馬伏	244	中層・高層	S49				○					
	門真北岸和田	192	中層	S52				○					
	門真三ツ島	443	中層・高層	S52~S53				○					
	門真北島	116	中層	S54									○
	門真古川橋	36	中層	S57									○
	門真四宮	306	中層	S62~H3									○
四條畷市	清滝	690	中層	S45			○	◎					
大東市	大東寺川	700	高層	S48	◎								
	大東朋来	1,379	中層・高層	S50~S63				○					
	大東深野	144	中層	S49				◎					
	大東南郷	118	中層	S62~S63				○					
	大東北新町	492	中層・高層	S60~H8				○					
八尾市	八尾高砂	866	中層	S40~S41	◎			◎					
	北山本	120	中層	S44				◎					
	久宝寺	239	中層・高層	S45~S46	◎			○					
	八尾緑ヶ丘	500	中層・高層	S56~H5				○					
	八尾志紀	1,526	中層・高層	S57~H13									○
	八尾西山本	78	中層	S63				○					
藤井寺市	藤井寺道明寺	240	中層・高層	H1~H8				○					
松原市	松原一津屋	584	高層	S46~H26		◎							
	松原立部	551	中層・高層	S45~S48	◎								
	松原天美	144	中層	S57~S60				○					
羽曳野市	古市	552	簡耐	S40		◎							
	羽曳野城山	42	中層	S61									○
	羽曳野高鷲	184	中層・高層	H3~H6									○
	羽曳野翠鳥園	108	中層	H5~H7				○					
富田林市	楠風台	380	中層	S44			○	◎					
	富田林西	100	中層	S51				○					
	富田林板持	354	中層	S61~H3									○
	富田林双葉	31	中層	S62									○
河内長野市	千代田台	532	中層	S41	◎			◎					
	貴望ヶ丘	470	中層	S43			○	◎					
	河内長野三日月市	84	中層	S49				○					
	河内長野木戸	904	中層・高層	S63~H8									○

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28~R2)				後期(R3~R7)			
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター
柏原市	柏原旭ヶ丘	50	中層	S49				○				
	柏原円明	110	中層	S54								○
	柏原芝山	220	中層	S55							○	○
大阪狭山市	狭山	1,440	中層	S44~S45			○	◎				
堺市	堺区	堺戎島	705	高層	S45~S46	◎						
	中区	八田荘	2,486	中層	S41~S43	◎	◎		◎			
		八田西町	490	中層	S45				○			
		深井沢町	170	中層	S45				○			
		堺東陶器	176	中層	H2~H4							○
	東区	堺高松	450	中層	S45				◎			
		堺大美野	110	中層	H2							○
	西区	堺草部	260	中層	S48				○			
		堺浜寺	60	中層	S60~S61							○
	北区	浅香山	928	中層・高層	S51~S61				○			
		金岡東第1	465	中層	S41~S42		◎					
		金岡東第2	370	中層	S40~S43							
		金岡東第3	764	中層	S40~S41	◎			◎			
		金岡東第5	881	簡耐・中層	S42		◎					
		金岡東第6	574	中層	S43				○			
		百舌鳥梅町	581	高層	S45	◎						
		堺白鷺東	384	高層	S50	◎						
	南区※3	宮山台第1	430	中層	S42~S46				○			
		宮山台第2	220	中層	S42		◎					
		宮山台第4	671	中層	S41~S44				○			
高倉台第3		479	中層・高層	S45~S46			◎	◎				
高倉台第4		280	中層	S45				◎			○	
高倉台センター		313	高層	S46	◎		◎					
竹城台第3		555	中層	S42		◎		○				
竹城台第4		445	中層	S42				○				
若松台第1		650	中層	S43~S51				○				
若松台第2		682	中層	S43~S47		◎		○				
三原台第1		1,605	中層	S44~S45		◎						
晴美台第3		270	中層	S46				◎				

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28~R2)				後期(R3~R7)				
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター	
堺市	南区※3	晴美台第4	804	中層・高層	S46	◎		◎	◎				
		槇塚台第1	1,128	中層・高層	S46	◎		◎	◎				
		桃山台1丁	330	中層	S46				○				
		桃山台2丁	180	中層	S46			○	◎				
		桃山台3丁	210	高層	S46~S49	◎							
		原山台3丁	1,064	中層・高層	S47			◎	◎				
		原山台4丁	85	高層	S47			◎					
		原山台5丁	1,013	中層・高層	S47~S48			○	◎				
		庭代台2丁	490	中層	S47				○				
		赤坂台3丁	1,253	中層・高層	S47~S48	◎		○	◎				
		城山台2丁	688	中層・高層	S51~S52	◎			○				
		新檜尾台3丁	300	中層	S52				◎				
		御池台2丁	170	中層	S53			○	○				
		鴨谷台1丁	350	中層	S54~S57								○
高石市	富木	182	中層	S48~S52				○					
	富木南	70	中層	S55~S56				○					
	高石加茂	105	高層	S51	◎								
	取石	240	中層	S44				○					
	高石綾井	88	中層	S54								○	
泉大津市	泉大津式内	132	中層	S50				○					
	泉大津小松	82	中層	S60~S62				○					
	泉大津東助松	176	中層	S63~H2				○					
	泉大津助松	33	中層	H5								○	
和泉市	和泉今福	330	中層	S56								○	
	和泉繁和	268	中層	S60~H3				○					
	和泉北信太	312	中層・高層	H5~H7								○	
岸和田市	岸和田田治米	720	中層	S45~S46			○	◎					
	岸和田天神山	580	中層	S53~S55			○	◎					
	岸和田春木	254	中層	H1~H3								○	
	岸和田額原	231	中層	H4~H5								○	

市区町名	団地名	管理戸数	構造	建設年度	前期(H28～R2)				後期(R3～R7)			
					耐震改修	建替え	集約	エレベーター	耐震改修	建替え	集約	エレベーター
貝塚市	貝塚三ツ松	1,376	中層	S44			○	⊗				
	貝塚久保	420	中層	S45				○				
	貝塚三ツ松第2	450	中層	S47			○	⊗				
泉佐野市	羽倉崎	396	中層	S39				○				
	佐野台	200	中層	S40		⊗						
	鶴原中央	450	中層	S44				○				
	泉佐野見出	220	中層	S46			○	⊗				
	長滝第1	230	中層	S46				○			○	
	佐野泉陽ヶ丘	42	中層	S52								○
	泉佐野上町	16	中層	S53								○
	泉佐野泉ヶ丘	279	中層	S62～H3								○
	泉佐野長滝	304	中層	S63～H2				○				
	泉佐野鶴原北	168	中層	H2～H3				○				
	泉佐野鶴原	147	中層	H6～H8				○				
泉南市	前畑	450	中層	S46			○	⊗				
阪南市	尾崎鉄筋	430	中層	S44				○				
	東鳥取石田	1,200	中層	S44～S48			○	⊗				
熊取町	熊取朝代	490	中層	S47～S48							○	○
田尻町	田尻芦原	24	中層	S50～S51								○
岬町	岬深日	120	中層	S47			○	⊗				

- ※1 南生野住宅については、大阪市が実施している生野区南部地区整備事業にあわせて、大阪市営住宅に集約移転を行います。
- ※2 東大阪春宮住宅については、長周期地震動対策として調査等を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じます。
- ※3 泉北ニュータウン内の団地については、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」と整合を図りながら、事業を進めていきます。